

坂井市水道料金等の改定に関する
パブリックコメント募集要領

市政策の名称	水道料金等の改定
意見募集の趣旨	<p>昨年11月に坂井市水道料金等検討委員会を設置しました。検討を重ねていただいた結果、委員会から令和5年4月21日に答申がありました。</p> <p>近年の人口減少等により水道料金等の収入の減少が見込まれる一方で、施設及び管路の更新や耐震化には多額な財源を確保しなければなりません。将来に渡り、健全な事業運営を継続するため料金等の改定を予定しています。</p> <p>つきましては、市民の皆様からご意見をいただきたく、下記の要領でパブリックコメントを実施します。</p>
意見を提出できる方	<p>(1)市内に在住・在勤・在学の方</p> <p>(2)市内に事務所・事業所を有する方または法人、その他の団体</p> <p>(3)このパブリックコメント実施に係る事案に利害関係を有する方</p>
閲覧場所	<p>(1)上下水道課および各支所</p> <p>(2)市ホームページ</p>
意見の提出期間	令和5年5月16日(火)～令和5年6月5日(月)
提出方法	<p>指定用紙に必要事項を記入し、持参または郵便等による送付、ファックス、電子メールにより提出してください。指定用紙は坂井市役所2階上下水道課または各支所の窓口に備え付けてあります。また、坂井市のホームページからもダウンロードすることが出来ます。</p>
意見の提出先	<p>(1)直接持参する場合・・・坂井市建設部上下水道課まで</p> <p>(2)郵送等による送付の場合(令和5年6月5日(月)必着)</p> <p style="padding-left: 40px;">〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1</p> <p style="padding-left: 40px;">坂井市建設部上下水道課あて</p> <p>(3)ファックスの場合 0776-67-2956</p> <p>(4)電子メールの場合 jyougesui@city.fukui-sakai.lg.jp</p> <p>※直接持参される場合は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間をお願いします。</p>
公表資料	※坂井市水道料金等の改定に関するパブリックコメント資料
担当部署	建設部 上下水道課
意見の公表	<p>提出されたご意見については、内容を取りまとめ、市の考えを添えてホームページで公表します。</p> <p>なお、ご意見以外の内容(住所、氏名などの個人情報)は公表いたしません。</p> <p>注意:ご意見に対する個別の回答はいたしません。</p>